

事務連絡
令和4年4月25日

各（介護予防）特定福祉用具販売事業者 様
（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に所在する事業所を除く）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び
厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福
祉用具の種目の一部改正に伴う届出について

このことについて、令和4年3月28日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課から
示されているところですが、令和4年3月31日付けで同課長より具体的な内容が示さ
れました。

については、排泄予測支援機器を取扱う場合は、変更届を提出する必要があります
ので、変更後10日以内に届け出るようお願いいたします。

なお、本事務連絡の発出以前に同機器を取扱うこととなった場合については、令
和4年5月6日までに変更届をご提出ください。

- 1 届出方法 郵送
- 2 必要書類 (1) 5号様式
(2) 変更届管理票
(3) 運営規程
(4) 販売料金一覧
(5) 返信用封筒

【変更届等掲載場所】

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=232&topid=3>

介護情報サービスかながわ

> 書式ライブラリー

> 2. 変更・廃止・休止・再開届

> 1 3. 特定福祉用具販売 【在宅サービスグループ】

問合せ先
在宅サービスグループ 木下
電話 045-210-4824（直通）